

院内感染対策指針

真生会富山病院は、患者と職員の感染予防、感染制御に取り組むための基本的な方針を以下の通りとする。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染を防止するとともに、感染症発生時は拡大防止のために、その原因・感染経路を速やかに特定し、迅速に対策を図り終息させることが医療機関の義務である。

この指針は、院内感染防止対策ならびに発生時の適切な対応に係る体制を確立することにより、病院の理念に則った適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とし作成する。

1-1. 基本理念

安全で質の高い医療・看護ケアを提供できる感染対策を実行し、職員、患者、地域の方々を感染から守り、住みよい街の生活に貢献する。

1-2. 基本方針

真生会職員並びに来院する方々の健康と安全を守るため、感染症流行に対する適切な感染対策の実行と情報の発信を行い、地域の感染症蔓延防止に務める。

1-3. 院内感染

医療環境下で感染した全ての感染症を指す。入院後 48 時間（もしくは 72 時間）以後に発症したもの、また医療的手技・処置に関連した感染症を「院内感染」といい、医療環境以外で発症したものを市中（または市井）感染という。

1-4. 院内感染対策の対象者

職員、患者（入、外来患者問わず）、訪問者、外部委託業者の職員を含むすべての人。

2. 院内感染対策のための委員会等の設置

2-1. 院内感染対策委員会（ICC）

院内感染対策に関する病院の問題点を把握し、改善策を講じる院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内感染対策委員会を設置する。院内感染対策委員会は病院長の諮問委員会であり、感染対策に関する最終の意思決定機関である。委員会の業務、組織運営については、別記の院内感染対策委員会規程に定める。

（1）構成

病院長、感染対策室室長（ICD）、医師、手術室室長、事務長、看護部長、検査科部長、薬剤科長、放射線科長、感染担当師長、手術室師長、検査技師、感染管理認定看護師（ICN）、その他必要と認められる者によって構成する。尚、ICC メンバーは、所属する部署におけるリンクスタッフとしての役割も担う。

（2）会議

毎月 1 回（第 2 月曜日※祝日の場合、第 3 月曜日）に定例会を開催する。

2-2. 院内感染対策実行チーム（ICT）と抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

ICT は、院内における感染対策を充実させるため、組織横断的に実践的活動を行う。

AST は、外来・入院を問わず適切な抗菌薬の使用を推進し、耐性菌の発生を防ぐことを目的に組織横断的に活動する。

(1) 構成

ICD、ICN、薬剤師、検査技師、保健師、放射線技師により構成する。

(2) 会議

毎月第2月曜日（※祝日の場合、第3月曜日）、最終月曜日に定例会を開催する。

2-3. 感染対策室

病院長の直属の部門として、院内感染対策委員会を補佐し、感染対策及び指導等、病院全体の感染対策全般について実践し、院内感染発生時は、迅速な感染制御を行えるよう実行、支援する。また、ICT、AST の活動が円滑に実行できるよう調整を行い、機能的かつ組織横断的に活動する。また、行政、地域の求めに応じ、感染対策の指導、介入活動を行う。

(1) 構成

ICD、ICN、保健師

(2) 業務

- 1) 院内感染対策に関する全般的活動（文書作成、サーベイランス集計等）
- 2) 院内感染対策に関する研修・教育の実施と管理（院内感染対策講習会等）
- 3) 院内感染発生時の対応
- 4) 院内感染に関わる他部署との調整と支援、情報の発信
- 5) 職員のワクチンプログラム推進
- 6) 感染対策に関する地域連携（行政との連携）
- 7) その他院内外からの感染対策に関するコンサルテーション

3. 職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的考え方・具体的方策について、職員へ周知徹底を図るため研修会を開催し、職員の感染対策への意識向上を図る。全職員対象の講習会を年2回開催する。

4. 感染発生状況の報告

流行性感染症、耐性菌の発生に伴う院内感染拡大を防止するために、必要に応じ、検査科と感染対策室は密に情報共有する。重大な事例は、ICD より速やかに病院長へ報告し、対策を講じる。

毎週、検査科にて院内感染情報を作成・更新し、院内における細菌等の発生状況を把握する。また、発熱外来（小児科も含む）受診者の感染症発生状況を感染対策室が把握し、必用に応じて情報発信する。

5. 院内感染発生時の対応

- (1) 院内感染発生時は、発生部署責任者が直ちに感染対策室に報告し、院内感染対策チームにより速やかに状況調査し、患者への対応および感染対策を講じる。
同時に ICD より病院長へ報告し、必要な場合は厚生センターへの報告を行う。

- (2) 発生から収束するまでは、院内感染の改善策の実施及び情報収集は継続し、状況を部署責任者に報告し、各部署に職員に共有を図る。
- (3) 必要に応じ、院長は臨時 ICC を招集し、ICD 主導のもと協議し、早期収束を図る。

6. 新興感染症への取組について

新興感染症の感染拡大時においては、通常の診療体制に多大な影響を及ぼす。

これを防止するためにも平時からあらかじめ準備を進めておく。

- (1) 平時より発熱及び流行性感染症を疑う患者に対し、一般診療患者とは異なる動線を確保し、専用の診察室で対応する。
また、入院が必要な場合は、個別空調個室や HEPA フィルター付きパーティションにて対応する。
- (2) 新興感染症への取り組み
 - ・ 県の求めに応じ、感染症対応病床を整備し、個人防護具の備蓄及びゾーニングや感染対策に必要な備品を確保し対応する。
 - ・ 発熱外来の対応を強化し、院内への持ち込みを防止する。
- (3) 地域蔓延した際は、行政、地域医療施設等と連携、調整し対応する。

7. 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は患者または家族が閲覧できるものとする。(病院ホームページで公開する。)
- (2) 病状の説明とともに、感染防止の意義および基本手技について説明し、同意を得て協力を求める。

8. 病院における感染対策の推進

- (1) 職員は、自らが感染源とならないように定期健康診断を年に 1 回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 院内感染防止のために、全職員は「院内感染防止マニュアル」を習得し遵守する。
- (3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は職員に周知徹底する。
- (4) 外来・入院を問わず適切な抗菌薬使用を推進し、抗菌薬適正使用支援に努め、耐性菌の発生を防ぐ活動を実践する。
- (5) 感染症流行情報を定期的に共有する。
- (6) 職員は、ワクチンプログラムに従い、可能な限り必要なワクチン接種をうける。

9. 在宅診療にける感染対策の推進

居宅(施設)で療養をし、疾病、傷病のための通院による療養が困難な患者、家族(介護者)に対し、自分らしい生活を送る在宅療養の継続と在宅生活の質の確保に貢献するため感染対策の基本的な方針を定める

- (1) 感染を「持ち込まない」「受け取らない」よう標準予防策を徹底する

医療法人真生会 真生会富山病院

感染対策室

- (2) 患者、家族（介護者）、職員の健康管理に留意し、早期発見に努める
- (3) 個々の生活環境に応じた感染対策を実践する。
- (4) ワクチン接種を推奨する。
- (5) 診療の際は、針刺し、粘膜暴露事故防止を徹底する。

附則

平成 23 年 4 月 1 日 作成

令和 6 年 7 月 8 日 改定

令和 7 年 6 月 14 日 改定